

婦人と親族法

太田英隆

第四節 離婚

全体婚姻と云ふのは男女が共同生活の所存結合でありまして、その目的上と夫婦は仲よく暮さねばなりません。夫婦が借老を契り連理を誓ひましても、若し其間に風波が起りましたなら、その極或は姦通亂倫の弊風を簾出するやうなことがないとも限りません。それでありますから一旦結んだ婚姻でありましても、之れを解除するの道と與へませんければ、仲の悪い夫婦が面白くなく暮さねばならんと云ふやうな事が出来ず。離婚法の制定亦實に已むを得ざるものと云はなければなりません。

そんなら離婚とはどんなものかと申しますと、

夫婦の相談か又は法律に定めてある原因に基く婚姻の解除であります。それで離婚には、協議上の離婚と裁判上の離婚との區別のあるものであります。

第一款 協議上の離婚

協議上の離婚と云ふのは、夫婦双方の承諾に依り婚姻関係を解除することでありますから、配偶者双方の意思に基くことを必要とします、若し配偶者の双方又は一方に於きまして、意思が缺けてゐるとか若くは意思に瑕疵のつたときは、その離婚は無効と爲り又は取消することが出来ず。こうしまして二十五歳に達せない夫婦が協議上の離婚をしますのには法律に定めてあるもの、同意を得ねばなりません。つまり協議上の離婚には次の三個の條件が入ることを知らねばなりません。

第一 夫婦の合意

協議上の離婚は夫婦の意思が一致したに基かねばならぬことは今申しましたから茲には省略します。

第二、法律に定めたる者の同意

この條件を必要とするは、二十五歳に達せざる者の協議離婚に限りまして、二十五歳以上の者は必要でないことも申上げた通りでありますその理由は婚姻に付きて同意を爲すべき権利を有する者は又離婚の場合にも全じく同意を爲すの権利を有するのであります。

第三 届出

法律は協議離婚は許しますが、その意思を保障する爲め及び離婚に因る當事者の身分變更を他人に知らしむる必要あるか爲め、婚姻しましたとき

と同じ理に基いて戸籍吏に届出るのであります若し届出でないと夫婦別れを爲したなど云つてもそれは全然無効であります。

第二款 裁判上の離婚

夫婦が離婚する理由があつても協議ではとても離婚することが出来ないときは、裁判所に頼んで離婚することが出来ます。之れを強制離婚とも申します。併し之れには、相當の理由がなくてはなりません。今その理由を挙げますと左の如くであります。

第一項 離婚の原因

第一 重婚

全体我法律で夫婦は一夫一婦たるべき性質のものでありまして、彼のある國ある宗教の如く、一夫多妻とか多夫多妻とか云ふやうなことは決して出

來ないのであります。それで一旦婚姻した者が、その儘又他に重ねて婚姻するやうなときは、離婚の原因となるばかりでなく、刑法上の罪人とならねばなりません。

第二 妻の姦通

夫婦は相互に貞操を守り誠實でなければならぬのに、妻が他の男と通ずるは婚姻より生ずる重大なる義務に背くものでありますから、離婚の原因としたのは當然であります。道徳上から申しますれば、姦通は配偶者の執れが爲しても同じく婚姻より生ずる義務の違背でありますから、夫婦の間に差異を設ける理由はありませんが、我國の習慣としては、夫は妻の外に妾を蓄ふるを許すのみならず、男は他の女(有夫者を除し)と通じても罰しないのであります。其當否の如きは立法論であ

つて茲に述べる必要はありませぬ。

第三 姦淫罪に因る夫の處刑

之れは素人方には少し解りかねませうが、一言にして申しますれば、夫が有夫の女と姦通して罰せられ、又は他の女を強姦して刑を受け、或は十二歳に満たない女に對し猥褻の所行を爲して處せられたる、場合に於きましては、妻は之れを理由として離婚を求むることを得るのであります。

第四 偽造、賄賂、猥褻、竊盜、詐欺取財、受寄財物、費消、贓物に關する罪、又は官の封印を破毀して其物件を窃取し、又は毀壞する等の犯罪、又は賭場を開張して利益を圖る犯罪に因る輕罪以上の處刑若くはこの他の犯罪に因る重禁錮三年以上の處刑

之れは別に説明せなくても文字に因つて察せられ

ます。

第五 配偶者の同居に堪へざる虐待又は重大なる

侮辱

配偶者の虐待又は侮辱を離婚の原因としましたのは、夫婦が相保護すべき義務に違背し婚姻の目的を達することの出来ないのに由ります、虐待は肉体に痛苦を與へる所有のことで、侮辱は精神上に痛苦を與へる所爲であります。そうしまして、そんなら如何なる虐待又は如何なる侮辱を以て離婚の原因となすかは、全く事實問題であります、裁判官の判断に任かすより外はありませぬ。

第六、悪意の遺棄

夫婦は互に扶養の義務、同居の義務があります、それに其一方が他の一方を遺棄するが如きは義務に背くものでありまして、之れを離婚の原因とす

るは正當であります。唯その時は遺棄したる者に悪意あることを要します。

第七 配偶者の直系尊屬の虐待又は重大なる侮辱

第八、自己の直系尊屬に對する配偶者の虐待又は

重大なる侮辱、

第九、配偶者の生死三年以上に亘る不明

第十、婿養子の離縁又は家女と婚姻を爲したる養

子の離縁若くは其縁組の取消

右第七より第九までは讀んで字の如く殊更説明する必要を見ませんから省略することにししました。

